

三広第5号の2
令和7年8月27日

部落解放三田市民共闘会議
議長 [REDACTED] 様

三田市長 田村 克世



「人権共生条例」具体化の取り組みについての質問と要望（回答）

残暑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年5月29日受付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。なお、学校教育にかかる質問につきましては、教育委員会から取り寄せた回答となります。

記

- 1 条例や基本方針の推進にあたって当事者の意見を聞き、差別の現実の上に立った施策が求められています。そのためには三田市として部落差別の現実をどのように捉え、これまでの施策を検証し、行政としてどのように総括するかが重要となります。庁内でどのような議論がされ、共通認識を図り、方向性を確認し、継続的・横断的に施策を推進していくのかを明らかにされたい。（人権共生推進課回答）

三田市においては、昭和47年（1972年）の婚約破棄結婚差別事件をきっかけに、同和教育の取り組みが本格化しました。さらに、平成5年（1993年）には、連続差別落書き事件を受け、市議会において「部落差別撤廃宣言」が決議される等、今日まで同和行政を積極的に展開してまいりました。

また、同和対策事業としての環境改善事業では、生活環境、社会福祉施設、住宅等を整備し、就業・就労の安定対策等も実施してまいりました。その結果、環境面での格差は大きく改善され、実態的差別が新たな差別を生むという状況はほぼ解決されたといえます。しかしながら、全国的に結婚や交際に際しての差別事象、不動産売買や転居等の際に被差別部落（同和地区）を避けるという差別意識が存在しております。三田市内でも差別落書きが発見されることもあり、差別が無くなっていない現状があります。

このような中、市では行政による「三田市人権のまちづくり推進本部」と市民との協働である「三田市人権共生社会推進委員会」が連携して取組を進めております。

市長を本部長とする三田市人権のまちづくり推進本部では、人権相談やインターネット差別書込みモニタリング事業の実績報告、差別落書き事案等が発生した場合の検証や対応、また職員の人権研修等についての協議のほか、人権全般にかかる課題の共有や今後の方向性等について確認し、その内容に沿って全庁的な取組を推進しております。

具体的には、相談者の視点に立った人権相談や救済・支援の充実を図るための「人権に関する総合相談窓口」の設置、性的マイノリティの方を対象とした「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の実施等、様々な人権課題の解決に向けた取組を進めております。

一方、三田市人権共生社会推進委員会では、令和4年に施行した「(略称)人権共生

条例」に基づき人権施策基本方針の改定案を審議し、分野別施策の見直しやその他の人権課題として「ハラスメント」を加える等、現状の人権施策を取り巻く実態に即した内容に改定したところです。

近年、情報化の進展に伴い、インターネットを悪用した差別書込みや差別動画、特定の地域を被差別部落（同和地区）とする情報が流されることにより差別や偏見が助長され、こうした顔の見えない悪質な差別や、それを模倣する人も存在しており、その拡散を防ぐことも、現在の大きな課題と認識しております。

今後も「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、部落差別の解消を三田市の重要課題として位置づけ、差別の現実がある限りその解決への取組を進めるという基本姿勢のもと、行政が主体性をもって差別解消に取り組んでまいります。

- 2 「人権共生条例」第12条によって設置されている市長の附属機関について、どのように構成され、運営されているのか。また、人権のまちづくり推進本部との連携についてはどのように図られているのか明らかにされたい。（人権共生推進課回答）

市長の附属機関である「三田市人権共生社会推進委員会」は、学識経験者や関係機関・団体等の中から市により委嘱された委員で構成され、令和6年度は、市からの諮問を受けて人権施策基本方針改定案の審議を行いました。今後は改定された人権施策基本方針（令和7年7月改定版）をもとに進める人権施策の進捗状況の確認をはじめ、人権施策に関する事項について審議を行います。

当該委員会からの意見は、人権担当課や人権のまちづくり推進本部において検証や協議を進め、必要に応じて人権施策に反映してまいります。

なお、令和6年度の審議状況につきましては、下記のホームページに資料や議事録を公開しております。

https://www.city.sanda.lg.jp/shisei_joho/shingikai_iinkai/r6/index.html

- 3 「人権教育の柱として同和教育に取り組む」という三田市の方針について、同和教育の形骸化は2021年の市内F中学校で起きた差別事件でも明らかとなっております。2002年の地対財特法失効以降、部落問題がとりあげられる機会が減少したことと無縁ではなく、差別の現実から学ぶという視点を主眼にした同和教育・啓発を推進し、正しい認識を広げてSNS上などの差別を見抜く力を育む教育・啓発が必要ではないでしょうか。三田市としての考えを明らかにされたい。（学校教育課回答）

三田市において、人権教育は「部落差別をはじめあらゆる差別を解消し、人権文化を創造する営み」と位置づけ、同和教育を人権問題の重要な柱として捉え推進に努めることとしております。

SNS等の新たなコミュニケーション環境において、未だに部落差別の現実が存在しており、学校教育において差別の現実から学ぶことの重要性を改めて認識しております。

児童生徒が差別の歴史や現実を正しく理解するとともに、差別を見抜き、対応できる力を育むことが求められており、そのため、授業における人権学習の充実を図るとともに、教材の工夫や指導事例の共有を進め、全ての学校で計画的かつ系統的に人権教育を推進しているところです。あわせて、児童生徒一人ひとりが人権を尊重し合い、安心して学び合える教育環境の整備に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携して人権意識の醸成を図ってまいります。

- 4 市職員、教職員の市民への影響力は大きく、条例でも明記されている研修について、職員の中からも「形だけ、スケジュール消化のための研修になっている。」との声もあり、先頭に立って人権施策推進を担う自覚が持てるように研修内容を見直すべきではないか。(人事戦略課・学校教育課回答)

毎年市職員に向けて実施している人権研修では、自主的・積極的な発言をするよう促し、研修での気づきを共有することで、自分の認識を振り返り、自分自身にできることを考える場としております。今後も職員一人ひとりが自分事として人権問題を捉え、人権意識を向上させることで、率先して人権施策推進を担う自覚を育てるような研修を検討し、実施してまいります。

教職員に対する人権研修につきましては、単なる知識伝達にとどまらず、自らの認識や日常の指導を振り返り、人権尊重の視点から実践改善につなげることを目的としております。特に、差別の現実を正しく理解すること、児童生徒が直面する多様な人権課題に対応できる力量を育成することを重視しており、研修内容の充実と改善に努めております。

今後も、参加者が主体的に学びを深め、学校現場での実践に結びつけられるよう、研修方法の工夫を重ね、実効性を高めてまいります。

また、教職員の世代交代も進む中、三田市が大切に取り組んできた同和教育の継承に努めてまいります。

- 5 市の職員や教職員が差別の現実を知るうえで研修の機会となる集会や研修会などへの参加について、市が思いと配慮をもって呼びかけ、参加できる態勢を整えるべきではないかと考えております。市の考えを明らかにされたい。(人事戦略課・学校教育課回答)

人権問題についての理解をより深めるため、外部の人権研修や人権集会への参加を業務の一環として位置づけ、管理職から一般職までそれぞれの立場に応じて計画的に参加機会を確保しております。研修参加後には、復命書を作成し研修で得た知識や意識の変化等についての振り返りの機会とすることで定着を図っております。今後も市の職員の人権意識の醸成のための研修機会の確保に努めてまいります。

また、学校教職員が人権に関する理解を深めるため、外部の人権研修や人権集会への参加を積極的に位置づけております。参加した教職員は、学びを各校で共有することで、研修効果を広げる等、日々の教育活動に生かすよう努めております。

今後も、差別の現実に応じた人権教育を推進するため、外部の学びの機会を活用するとともに、校内研修とあわせて計画的に研修の場を整備してまいります。

- 6 あらゆる差別を許さず、人権尊重のまちづくりに向け、市民共闘会議と必要に応じて話し合いを持ち、連携した取り組みを進めていくことについての考えを明らかにされたい。(人権共生推進課回答)

令和4年に「(略称)人権共生条例」が施行されて以降、市では全ての人が自分らしく生きることが出来る共生社会の実現に向け、条例の考え方に沿って教育・啓発(第7条)や相談体制の充実(第9条)を図るとともに、誰にとっても暮らしやすい地域社会づくり(第10条)や誰一人取り残さない視点(第8条)をもって人権施策を推進してきたところです。今後も人権施策基本方針(令和7年7月改定版)を踏まえ、市の取り組みを推進してまいります。

なお、貴団体とは今後も複雑多様化する人権課題を共有し、全ての人が自分らしく生きることができる共生社会の実現に向けて、引き続き意見交換をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

<問い合わせ>

総合政策部広報広聴課 (TEL 079-559-5035)

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。